

第 30 号議案

足立区墓地等の経営許可等に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 24 年 2 月 22 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区墓地等の経営許可等に関する条例

足立区墓地の設置に関する条例（平成 17 年条例第 48 条）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 10 条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営許可等に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（経営主体）

第 3 条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別な理由がある場合であって、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

（1） 地方公共団体

（2） 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 4 条第 2 項に規定する法人で、同法第 7 条に規定する主たる事務所又は同法第 59 条第 1 項に規定する従たる事務所を足立区内に有するもの

（3） 墓地等の経営を行うことを目的に設立され、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49

号) 第4条に基づく認定を受けた法人(以下「公益法人」という。)で、主たる事務所を足立区内に有するもの

(墓地等の経営の許可等)

第4条 墓地等を経営しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、許可を受けなければならない。

2 墓地の区域、墳墓を設ける区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、許可を受けなければならない。

3 墓地等の廃止をしようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、許可を受けなければならない。

4 区長は、前3項の規定により申請を行おうとする者に、必要な指導及び助言を行うことができる。

5 区長は、第1項から第3項までの許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。

(みなし許可に係る届出)

第5条 法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされる場合にあっては、その墓地又は火葬場の経営者は、規則で定めるところにより速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

(審査及び通知)

第6条 区長は、第4条第1項から第3項までの規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、その結果を当該申請者に通知しなければならない。

2 区長は、前項の規定による審査において、必要と認めるときは、申請者その他の関係者に説明又は資料の提出を求めることができる。

3 区長は、第1項の規定による審査を行うに当たっては、墓地等の経営の持続性、安定性及び非営利性並びに周辺的生活環境との調和等、公衆衛生その他公共の福祉を考慮するものとする。

(墓地等計画届)

第7条 第4条第1項又は第2項の申請をしようとする者は、規則で定めるところにより、区長に墓地等計画について届け出なければならない。

2 区長は、前項の規定による届出をすべき者がこれをしないときは、当該届出をすべきことを指導することができる。

(標識の設置等)

第8条 第4条第1項又は第2項の申請をしようとする者で規則で定めるもの(以下「申請予定者」という。)は、墓地等の計画について、当該墓地等の設置に係る区域(以下「建設予定地」という。)に隣接している土地(隣接する土地と同等の影響を受けると認められる土地を含む。)又はその土地の上の建築物の所有者及び使用者(以下「隣接住民等」という。)並びに建設予定地の敷地境界から100メートル以内に居住する住民(以下「周辺住民」という。)への周知を図るため、規則の定めるところにより、当該建設予定地の見やすい場所に標識を設置し、その旨を区長に届け出なければならない。

2 区長は、申請予定者が前項の標識を設置しないときは、当該標識を設置すべきことを指導することができる。

(説明会の開催等)

第9条 申請予定者は、前条第1項の届出後に、規則で定めるところにより、当該墓地等の計画について、説明会の開催等により隣接住民等及び周辺住民に説明をし、その経過の概要等を区長に報告しなければならない。

2 前項の説明は、全ての隣接住民等に対して行わなければならない。ただし、申請予定者が相当の努力をしたにもかかわらずこれを行うことができなかったと区長が認めたときは、この限りでない。

3 区長は、申請予定者が第1項の規定による説明をしないときは、当該説明を行うべきことを指導することができる。

(隣接住民等及び周辺住民の意見の申出等)

第10条 区長は、第8条第1項の標識を設置した日以後規則で定める期間内に、隣接住民等及び周辺住民から当該墓地等の計画について、次に掲げる意見の申出があった場合において、正当な理由があると認めるときは、当該墓地等に係る申請予定者に対し、隣接住民等及び周辺住民との協議を行うよう指導することができる。

- (1) 公衆衛生その他公共の福祉の観点から考慮すべき意見
- (2) 墓地等の構造設備と周辺環境との調和に対する意見
- (3) 墓地等の建設工事の方法等についての意見

2 申請予定者は、規則で定めるところにより、前項の規定による指導に基づき隣接住民等及び周辺住民との協議を実施したときは、その協議の結果を区長に報告しなければならない。

(墓地の設置場所)

第11条 墓地の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 当該墓地を設置しようとする者(地方公共団体を除く。)が、原則として所有し、他の物権又は賃借権等が設定されていない土地であること。ただし、当該権利が墓地の経営を妨げるおそれがあるものでないときは、この限りでない。
- (2) 河川から墓地までの距離は、おおむね20メートル以上であること。
- (3) 住宅、学校、保育所、病院、高齢者施設、店舗等及びこれらの敷地(以下「住宅等」という。)から墓地までの距離は、おおむね100メートル以上であること。
- (4) 飲料水を汚染するおそれのない土地であること。

2 区長は、当該墓地が次の各号のいずれかに該当するときは、前項第3号の規定を適用しないことができる。

- (1) 境内地(宗教法人法第3条第2号に規定する境内地であって

その敷地内に現に墓地があるものに限る。) 内の、又はこれに接する 500 平方メートル未満の土地に設置される場合で、区長が公衆衛生その他公共の福祉に重大な支障があると認めないとき。

(2) 前号の土地以外に設置される場合で、区長が公衆衛生その他公共の福祉に支障があると認めないとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、区長が特に設置を必要と認めるとき。

3 区長は、前項の公共の福祉の支障の有無を判断するに当たっては、周辺の生活環境との調和、当該地域の特性等を斟酌するものとする。

(墓地の構造設備基準)

第12条 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 墓地の区域の境界には、障壁又は樹木の垣根を設けること。

(2) アスファルト、コンクリート、石等堅固な材料で築造され、規則で定める幅員の通路を設けること。

(3) 雨水又は汚水が滞留しないように適当な排水路を設け、下水道又は河川等に適切に排水すること。

(4) 規則で定める基準を満たすごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所及び駐車場を設けること。ただし、これらの施設の全部又は一部について、当該墓地を經營しようとする者が当該墓地に接している土地に墓地の利用者が使用できる施設を所有する場合において、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

(5) 墓地の区域に規則で定める基準を満たす緑地を設けること。ただし、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

2 墳墓を設ける区域を変更しようとする場合の構造設備基準は、前項

に準ずる。

(納骨堂の設置場所)

第13条 納骨堂の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 当該納骨堂を設置しようとする者（地方公共団体を除く。）が原則として所有し、他の物権又は賃借権等が設定されていない土地及び建物であること。ただし、当該権利が納骨堂の経営を妨げるおそれがあるものでないときは、この限りでない。
- (2) 寺院、教会等の礼拝施設又は火葬場の敷地内であること（地方公共団体又は公益法人が経営しようとする場合を除く。）。
- (3) 区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるものであること。

(納骨堂の構造設備基準)

第14条 納骨堂の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 壁、柱、はりその他の主要な部分は、耐火構造にすること。
- (2) 床面は、コンクリート、タイル又は石等堅固な材料で築造すること。
- (3) 必要な換気設備を設けること。
- (4) 出入口及び窓には、防火戸を設けること。
- (5) 収蔵区域の設備は、不燃材料を用いること。ただし、納骨堂内で火気を使用しないときは、この限りでない。
- (6) 収蔵区域内の納骨装置は、施錠ができる構造であること。ただし、納骨装置の存する場所への立ち入りが管理者に限られているときは、この限りでない。
- (7) 納骨堂の敷地内に規則で定める基準を満たす待合所、便所及び駐車場を設けること。

(火葬場の設置場所)

第 1 5 条 火葬場の設置場所は、住宅等からおおむね 2 5 0 メートル以上離れていなければならない。

2 特別の理由がある場合で、区長が公衆衛生上その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、前項の規定は、適用しない。

(火葬場の構造設備基準)

第 1 6 条 火葬場の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 境界には、障壁又は樹木の垣根を設けること。
- (2) 敷地の出入口には、門扉を設けること。
- (3) 火葬炉は、5 基以上設けること。ただし、地方公共団体が設ける火葬場については、この限りでない。
- (4) 火葬炉には、防じん及び防臭の十分な能力を有する装置を設けること。
- (5) 収骨室及び遺体保管室を設けること。
- (6) 収骨容器等を保管する施設を設けること。
- (7) 残灰庫を設けること。
- (8) 管理事務所、待合室及び便所を設けること。
- (9) 敷地内に規則で定める基準を満たす駐車場を設けること。

(工事の完了の届出)

第 1 7 条 第 4 条第 1 項又は第 2 項による墓地等の許可申請をした者は、当該墓地等の新設又は変更に係る工事が完了したときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

(申請事項変更の届出)

第 1 8 条 墓地等の経営者は、第 4 条第 2 項の許可を要する事項を変更する場合を除き、第 4 条の申請書に記載した事項を変更しようとする場合は、規則で定めるところにより、区長に届け出なければならない。

(墓地等の管理)

第 19 条 墓地の経営者は、第 4 条第 1 項の規定による許可を要する 500 平方メートル以上の墓地を経営するときは、法第 12 条の規定により置かれる管理者を常勤としなければならない。ただし、区長が支障がないと認めるときは、この限りでない。

2 納骨堂又は火葬場の経営者は、長期にわたって安定した経営及び設備の管理をするための計画を立て、履行しなければならない。

3 納骨堂の経営者は、収蔵期間終了後の焼骨の扱いを事前に計画しなければならない。

4 墓地等の管理者は、次に定める措置を講じなければならない。

(1) 墓石が倒壊し、又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講じ、又は墓石の所有者に同様の措置を講ずることを求めること。

(2) 納骨堂又は火葬場の施設が老朽化し、又は破損したときは、速やかに修復等を行うこと。

(3) 墓地等を常に清潔に保ち、かつ緑地等の手入れを怠らないこと。

(4) 墓地等においては、何人に対しても、死者又はその遺族に対して礼を失する行為をさせないこと。

(無縁の焼骨等の保管等)

第 20 条 墓地又は納骨堂の管理者は、無縁の焼骨等を、次に定めるところにより保管し、又は埋葬しなければならない。

(1) 無縁の焼骨を発掘し、又は収容したときは、1 体ごとに陶器等不朽性の容器に納め、その容器には、死亡者の氏名、死亡年月日及び改葬年月日その他必要な事項を記載しておくこと。ただし、適正な手続により無縁墳墓に埋蔵するときは、この限りでない。

(2) 無縁の遺骨（焼骨を除く。）又は遺体を発掘したときは、火葬に付した後、前号に定めるところにより保管すること。

(土葬の禁止)

第 2 1 条 足立区内では土葬（死体（妊娠 4 箇月以上の死胎を含む。）を土中に葬ることをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認め、特別の理由により墓地経営者に対し許可したときは、この限りでない。

2 前項ただし書きの許可により土葬を行うときは、土葬の墓穴の深さは 2 メートル以上としなければならない。

(公表)

第 2 2 条 区長は、第 7 条第 2 項、第 8 条第 2 項又は第 9 条第 3 項の規定による指導を受けた者にあつては当該指導に従わなかったことに正当な理由がないと、第 1 0 条第 1 項の規定による指導を受けた者にあつては当該指導に従わなかったことが同条第 1 項の意見の申出の状況及びその内容に照らして著しく不当であると区長が認めるときは、その旨を公表することができる。

(委任)

第 2 3 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例（昭和 5 9 年東京都条例第 1 2 5 号）第 1 6 条第 1 項による標識の設置をした者が当該標識に係る墓地等の経営又は墓地の区域若しくは墳墓を設ける区域の拡張の許可の申請をするときの手続及び許可の基準は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に存する墓地等及び前項の規定により従前の例により許可を受けた墓地等に係る施設の設置場所及び施設の構造設

備の基準については、墓地の区域若しくは墳墓を設ける区域を拡張し、又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更するまでの間は、第 11 条から第 16 条までの規定を適用せず、なお従前の例による。

（提案理由）

墓地、埋葬等に関する法律の改正に伴い、墓地等の経営の許可の手続等を定める必要があるので、この条例案を提出いたします。